

箱根山火山防災協議会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第4条第4項の規定に基づき神奈川県と箱根町が共同で設置する箱根山火山防災協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(協議会)

第2条 協議会は、別表1に掲げる者で構成する。

2 協議会に会長を置く。会長は、神奈川県知事とする。

3 会長は、会務を総理する。

4 協議会に副会長1名を置く。副会長は、箱根町長とする。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 協議会は、会長が招集し、その議事を進行する。

7 会長は、必要と認める場合には、構成員以外の者を協議会に出席させることができる。

8 協議会は、構成員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

9 会議の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときには、会長の決するところによる。

(幹事会)

第3条 次条に定める協議会の所掌事務についての連絡調整及び事前協議等を行うため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2に掲げる者で構成する。

3 幹事会に幹事長を置く。幹事長は箱根町総務部長とする。

4 幹事長は、会務を総理する。

5 幹事会に副幹事長1名を置く。副幹事長は、神奈川県くらし安全防災局防災部危機管理防災課長とする。

6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

7 幹事会は、幹事長が招集し、その議事を進行する。

8 幹事長は、必要と認める場合には、構成員以外の者を幹事会に出席させることができる。

9 幹事会は、構成員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

10 会議の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときには、幹事長の決するところによる。

(所掌事務)

第4条 協議会の所掌事務は次のとおりとする。

(1) 防災対策の情報交換に関すること。

(2) 噴火シナリオ及び火山ハザードマップの策定及び見直しに関すること。

- (3) 火山活動の状況に応じた入山規制及び避難等の防災行動に関すること。
- (4) 具体的な避難計画の策定及び見直しに関すること。
- (5) 避難準備情報、避難勧告及び避難指示の発令並びに警戒区域の設定等防災対応についての検討及び関係市町への助言に関すること。
- (6) 地域防災計画についての県及び関係市町への助言に関すること。
- (7) 大規模噴火時等における国、県及び市町の現地組織の連携に関すること。
- (8) 防災訓練に関すること。
- (9) 防災意識の啓発活動に関すること。
- (10) その他、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備のために必要なこと。

2 幹事会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 協議会の所掌事務についての連絡調整及び事前協議等に関すること。
- (2) 大規模噴火時等における避難準備情報、避難勧告及び避難指示の発令並びに警戒区域の設定等防災対応についての検討及び関係市町への技術的助言に関すること。

(部会)

第5条 幹事会は、特別な事項について専門的に検討する部会を置くことができる。

(事務局)

第6条 協議会の庶務は、神奈川県くらし安全防災局防災部危機管理防災課が処理する。

2 幹事会の庶務は、箱根町総務部総務防災課が処理する。

(継承)

第7条 協議会は、平成28年2月23日付で廃止となった箱根火山防災協議会において協議した結果及び協議中であったものを全て、現行のまま継承するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年2月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 2 月 20 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3 年 3 月 30 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。